

介護予防支援事業所の指定について（案）

<指定申請事業者情報>

指定を受けようとするサービスの種類		介護予防支援
申請者	名称	アースサポート株式会社
	主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町1丁目4番14号
	代表者の職名・氏名	代表取締役 <small>もりやま すけあき</small> 森山 典明
事業所	名称	地域包括支援センターこすど
	所在地	新潟市秋葉区小須戸3785番地1
	管理者	<small>ほかり まさこ</small> 保莉 雅子
	通常の事業の実施地域	秋葉区（小合・金津・小須戸圏域）

<事業者指定を行う方針>

指定（案）	上記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
提案理由	「小合・金津・小須戸圏域」において、令和3年3月31日付け介護予防支援事業所廃止届が提出されたことに伴い、令和3年4月1日以降当該圏域において地域包括支援センター業務を行う当該事業所について新規指定をするもの。
指定の根拠	<p>(1) 指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行う。 (介護保険法（以下「法」という。）第115条の22第1項)</p> <p>(2) 指定を行うにあたり、法及び「新潟市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。 (法第115条の24第1項、新潟市条例第4号（平成27年3月20日））</p>
指定予定年月日	令和3年4月1日

＜介護予防支援事業の人員、設備及び運営に関する基準等＞

基準	指定に係る審査項目	申請内容	審査結果								
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数 1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。	4名の職員を配置することを勤務形態一覧表等により確認した。	○								
	(2) 管理者 常勤であり、専らその職務に従事する者であること。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。	勤務形態一覧表等により、管理者が左記要件を満たすことを確認した。	○								
2 設備に関する基準	(1) 設備及び備品等 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えていること。	当該事業専用の事務室、鍵付き書庫など、他の事業と区画された設備、備品を備えることを確認した。	○								
3 運営に関する基準	(1) 運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてあること。										
	<table border="1"> <tr> <td>① 事業の目的及び運営の方針</td> <td rowspan="6">事業所の運営規程により、左記の①～⑥の項目が規定されていることを確認した。</td> <td rowspan="6">○</td> </tr> <tr> <td>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</td> </tr> <tr> <td>③ 営業日及び営業時間</td> </tr> <tr> <td>④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用額</td> </tr> <tr> <td>⑤ 通常の事業の実施地域</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他運営に関する重要事項</td> </tr> </table>	① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑥の項目が規定されていることを確認した。	○	② 従業者の職種、員数及び職務の内容	③ 営業日及び営業時間	④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用額	⑤ 通常の事業の実施地域	⑥ その他運営に関する重要事項		
	① 事業の目的及び運営の方針	事業所の運営規程により、左記の①～⑥の項目が規定されていることを確認した。			○						
② 従業者の職種、員数及び職務の内容											
③ 営業日及び営業時間											
④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用額											
⑤ 通常の事業の実施地域											
⑥ その他運営に関する重要事項											
(2) 勤務体制の確保等 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてあること。	従業者の勤務体制及び雇用状況について、勤務形態一覧表等により確認した。	○									
(3) 掲 示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	現地において、運営規程の概要、従業者の勤務体制及び重要事項等を、事務室入口付近に掲示することを確認した。	○									

	<p>(4) 苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。</p>	<p>利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を当該事業所内に設置し、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されていることを確認した。</p>	○
	<p>(5) 事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。</p>	<p>損害賠償保険に加入していることを確認した。</p>	○
	<p>(6) 関係機関との連携 事業の運営に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、その他の介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>	<p>左記関係機関等との連携策について確認した。</p>	○

次のいずれかに該当するときは指定をしてはならない。

(介護保険法第115条の22第2項)

- (1) 法人でない
- (2) 人員基準が未達
- (3) 設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められる
- (4) 禁固以上の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (5) 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律により罰金刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (6) 労働法規により罰金の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (7) 社会保険料等について滞納処分を受け、引き続き滞納している
- (8) 指定取消要件法第115条の29により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (9) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の29の指定取消要件により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (10) 指定取消要件法第115条の29による取消処分の通知日から処分日等までの間に事業廃止の届出または指定の辞退を行い、5年を経過していない
- (11) (10)の期間内に、事業の廃止の届出等があった場合、(10)の処分の通知日前60日以内に役員等であり、廃止の届出等から、5年を経過していない
- (12) 申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした
- (13) 役員等のうち、次に該当する者がある
 - ①前記(4)～(8)、(10)～(12)に該当
 - ②指定取消要件法第115条の29により指定取消となった法人(または前記(10)の法人)の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日(または届出・辞退の日)から5年を経過していない

申請者及び法人の役員(事業所の管理者を含む。)が、法第115条の22第2項各号に該当しない者であることを書面により誓約している。

○